

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日の
日か
休日に
相当する
日)

目 次

◆ 告 示 鳥取県果樹農業振興計画(農蚕園芸課)

告 示

鳥取県告示第八百二十六号

果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第二条の三第一項の規定に基づき、平成十二年度を目標年度とする鳥取県果樹農業振興計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 本県果樹の位置付け

本県の果樹は、なしを中心としてかき、ぶどう、りんご等の落葉果樹である。

これら果樹の農業粗生産額は、178億円(昭和68年度)と農業粗生産額1,029億円の16.8パーセントを占め、本県農業の重要な柱となっている。

(2) 果樹農業振興の基本方針

近年、果実の需給は緩和基調であることに加え、輸入果実の増加等厳しい情勢にある。さらに、消費者の高品質志向と、少量多品目志向は一層高まり消費の多様化が一層進むと見込まれる。

そのため、需要の動向に即した生産の誘導を行い、生産の安定、品質向上及び生産コストの低減により、農業所得の維持向上と本県果樹農業の安定的な発展を図る。

ア 土地基盤の整備

本県の既存果樹園は、中西部の黒ぼく平坦地及び近年造成された果樹園を除き、急傾斜地が多く土地条件が悪いため、農道及び作業道の整備が必要である。

また、排水不良により樹勢の低下した生産性の低い果樹園や果実品質の悪い果樹園も多く、積極的に排水対策を推進する必要がある。

このため、今後の果樹園造成に当たっては、果樹園の集団化を図りつつ、農道、かんがい排水施設、防風林(網)等土地基盤の整備を計画的に実施し、高能率生産団地を育成して生産性の向上を図る。

イ 生産対策

需要の動向に即した果実の生産の安定及び高品質化等により農業

所得を維持向上させ、経営の安定を図る。そのため、なし優良品種の導入による老木園、低位生産園の改植、その他果樹の優良品種の導入、高生産性技術の開発と普及、高性能機械施設の導入及び中核農家を中心とする集団生産組織の育成等を行う。

ウ 流通合理化対策

果実の消費が多様化する中で、市場における競争力を高め、有利販売を行うためには、計画出荷による安定供給と、品質・規格の統一、鮮度保持による市場性の向上を図ることが必要である。

このため、産地の集団化、大型化を進めるとともに、集出荷体制と選果施設、貯蔵施設等の整備を行い、国内はもとより海外市場への販売を推進する。

2 果樹農業振興計画の対象果樹

対象果樹の種類	選定の理由	振興の方針
なし	なしは、本県果樹栽培面積の71%を占めるとともに全国の生産量の18%を占める特産物であり今後とも、本県果樹農業の柱として振興する。	なしの代表品種である二十世紀梨は、今後も本県果樹の基幹品種であり、生産の安定と品質の向上を図るため、ゴールデン二十世紀、おき二十世紀など優良品種を導入しながら老木園、低位生産園の改植更新を積極的に推進する。 一方、近年の需要の多様化に対応するため、幸水、豊水、新

		興などの赤なしを導入し、労力配分、出荷期間の調整を行いながら、生産の維持と高品質果実の生産を推進する。
かき	かきは、県下に広く栽培され、水田転換作物としても積極的に導入されており今後生産量の伸びが見込まれる。	富有と西条を基幹品種として、優良品種との組合わせにより生産の拡大と団地化を推進し、高品質果実の安定的生産を図る。
ぶどう	ぶどうは、中部の砂丘地や黒ぼく地帯、東部の水田に導入されており、今後とも積極的に振興していく。	巨峰、ピオーネの施設栽培を中心として、テラウェアを組合せ生産の拡大と品質の向上を図る。 また、消費者の志向にあった優良品種の導入により出荷の長期化を図る。
りんご	りんごは、わい化栽培の普及により積極的に、植栽され今後、成園化により生産量の増加が見込まれる。また、水田転作物としても導入が見込まれる。	わい化栽培技術の定着による生産の安定と品質の向上を図る。

くり	くりは、年々栽培面積が減少しているものの、中山間地における主要果樹である。	栽培管理の徹底により、安定した生産を確保し、中山間地の果樹として定着させる。
も	地域特産果樹として、東部を中心に栽培されており、堅調な需要があり産地の拡大が見込まれる。	優良品種の組合せにより生産の安定と品質の向上を図る。
うめ	うめは、散在樹が多く局地的に栽培されているが、健康志向等とあいまって需要も堅調であり産地の拡大が見込まれる。	既存の産地を中心に団地化を図り、生産性の向上と高品質果実の安定生産を図る。

3 広域濃密生産団地形成に関する方針

(1) 団地形成に関する方針

本県の果樹を代表するなしを中心に、かき、ぶどう、りんご、くり、もも、を対象とした18か所の広域濃密生産団地を形成し、農道、暗きょ排水など土地盤整備を行い、高性能機械施設の導入、優良品種の導入と果樹園の若返り対策の実施、新技術の開発・普及等により生産性の高い果樹園経営と足腰の強い産地を育成するとともに、選果施設、貯蔵施設等集出荷施設を整備し、流通の改善を図る。

(2) 団地形成予定(対象)地域の概要

対象果樹の種類	団地名	関係市町村
なし、かき、ぶどう、もも	鳥取	鳥取市
なし、ぶどう、りんご	岩美	国府町、岩美町、福部村
なし、かき、ぶどう、りんご	気高	気高町、鹿野町、青谷町
なし、かき、りんご	郡家	郡家町
なし、かき、ぶどう、りんご	八頭東部	船岡町、八東町、若狭町
なし、かき、りんご	河原	河原町
なし、かき、りんご	八頭西部	用瀬町、佐治村、智頭町
なし、ぶどう	泊・羽合	泊村、羽合町
なし、かき	東郷	東郷町
なし、かき、ぶどう	北条	北条町
なし、かき、ぶどう	大栄	大栄町
なし、かき、ぶどう、りんご	倉吉	倉吉市
なし、りんご	三朝・関金	三朝町、関金町
なし、かき、ぶどう	東伯	東伯町
なし、かき	赤碓	赤碓町

なし、りんご	中山	中山町
なし、りんご	名和	名和町
なし、かき、りんご、くり	米子・日野	米子市、大山町、淀江町、岸本町、会見町、西伯町、溝口町、江府町、日野町、日南町

4 果樹の栽培面積その他果実の生産の目標

区分 果樹の種類	平成元年度		平成12年度		平成元年度に 対する比率		植栽の目標		廃園
	栽培 面積 ha	生産量 t	栽培面 積目標 ha	生産量 目標 t	栽培 面積 %	生産 目標 %	新植 ha	改植 ha	
うんしゅうみかん	8	11	0	0	—	—	0	0	3
その他のかんきつ類の果樹	—	—	—	—	—	—	—	—	—
なつみかん	1	7	0	0	—	—	0	0	1
ネーラル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
はつきく	0	7	0	0	—	—	0	0	0
いよかん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゆず	10	35	10	35	100	100	0	0	0
計	11	49	10	35	91	71	0	0	1
りんご	120	1,070	190	3,800	158	355	70	0	0
ぶどう	275	2,440	300	2,700	109	111	75	25	50
	(7)	(64)	(25)	(250)	(357)	(391)	(0)	(0)	(0)

対象果樹の種類	条件	気温条件	降水条件	その他条件
品種	年	4月1日～ 10月31日	1,200ミリメートル以下	
なし	二十世紀	7度以上	19度以上	
なし	二十世紀 以外のなし			
かき	甘がき	13度以上	19度以上	
	渋がき	10度以上	16度以上	
ぶどう	欧州種		1,200ミリメートル以下	
計	4,801,90	4,711,459	83,123	96,92,949,956,1,146
なし	3,384,80	3,321,020	67,000	88,83,536,865,900
もも	33	375	40	450
おうとう	2	1	3	9
わき	9	46	9	36
かり	745	5,440	800	8,400
く	113	120	104	120
うめ	75	239	85	220
すもも	3	11	3	13
キウイフルーツ	28	248	30	340
パイナップル	—	—	—	—

5 果樹植栽に関する自然条件

対象果樹の種類	条件	気温条件	降水条件	その他条件
品種	年	4月1日～ 10月31日	1,200ミリメートル以下	
なし	二十世紀	7度以上	19度以上	
なし	二十世紀 以外のなし			
かき	甘がき	13度以上	19度以上	
	渋がき	10度以上	16度以上	
ぶどう	欧州種		1,200ミリメートル以下	

う め	75	30 (1.2 00)	6	—	3	—	6 (1.2 00)	—	03	—
も も	33	12 (600)	3	1	3	17 (600)	3	1	3	17

(2) 果樹園造成の計画

対象果樹の種類	開墾面積	既耕地からの転換面積	計
な し	141 ha	395 ha	536 ha
か き	117	108	225
ぶ ど う	3	72	75
り ん ご	48	22	70
く り	0	7	7
う め	9	6	15
も も	0	8	8
計	318	618	936

8 果実の流通合理化に関する事項

(1) 果実の流通合理化の基本方針

本県における主な果実の生産量は高品質果実の生産を目標に改植等を行うため、今後はりんご、かきを除き減少傾向で推移する計画である。その果実の大半を生食向けとして県外出荷することとなるが、こ

れら高品質果実を有利販売するため集出荷体制と選果施設、貯蔵施設等の集出荷施設の整備を行うとともに、規格の統一を図りながら中核市場を中心に計画的かつ安定的な出荷を行う。

また、果実の出荷市場を広く海外に求め、国内出荷量の調整と販売価格の維持向上を図るため果実の輸出を促進する。

(2) 果実の用途別出荷量の見通し

項目 対象果実の種類	昭和68年度				平成12年度			
	生産量		出荷量		生産量		出荷量	
	計	生食	加工	輸出	計	生食	加工	輸出
な し	86,820 (100)	82,436 (95.0)	71,927 (82.9)	1,255 (1.4)	9,254 (100)	8,000 (95.0)	63,650 (83.5)	55,925 (1.6)
か き	6,150 (100)	4,992 (81.2)	4,394 (71.5)	51 (0.8)	5,47 (100)	4,400 (90.0)	6,940 (82.6)	70 (0.8)
ぶ ど う	2,730 (100)	2,536 (85.8)	2,446 (85.8)	90 (—)	2,700 (100)	2,565 (90.0)	2,315 (90.0)	250 (—)
り ん ご	950 (100)	815 (85.8)	815 (85.8)	— (—)	8,800 (100)	8,420 (90.0)	8,420 (90.0)	— (—)
く り	112 (100)	61 (54.5)	61 (54.5)	— (—)	120 (100)	72 (60.0)	72 (60.0)	— (—)
う め	207 (100)	117 (56.5)	107 (51.7)	10 (4.8)	220 (100)	132 (60.0)	112 (50.9)	20 (9.1)
も も	383 (100)	285 (85.6)	285 (85.6)	— (—)	450 (100)	405 (90.0)	405 (90.0)	— (—)

合計	(100)	(93.8)	(82.3)	(1.4)	(10.1)	(100)	(94.1)	(83.7)	(1.7)	(8.8)
	97,802,911	242,80,035	1,406	9,801,82,690	77,804,69,189	1,365	7,250			

(3) 果物の集出荷体制及び施設の整備方針

ア 集出荷体制の整備の方針

本県における集出荷組織の整備は、果実の生産から販売まで一体的に行う観点から農協組織としての整備を推進してきたところであるが、産地間競争、品種間競争が激化する中で有利販売を行うためには、集出荷組織の果たす役割はますます重要であり、農業協同組合組織として整備するとともに、体質強化を図る。

イ 集出荷施設及び貯蔵施設の整備方針

農協合併を見越して、拠点的な選果施設に集約し、選果コストの低減と、出荷流通の合理化を図る。

また、消費の多様化、購買単価の小口化、需要期の長期化等消費構造の変化に合わせ栽培品種の適切な組合せにより、施設の効率的な利用を図るとともに、市場への安定的かつ計画的出荷を図る。

ウ 選果施設の整備

項目 対象 果実の 種類	選別区分	昭和63年度				平成12年度			
		施設数	年間 処理量	1施設 平均 処理量	1施設 平均稼働日数	施設数	年間 処理量	1施設 平均 処理量	1施設 平均稼働日数
なし	機械選別	40	78,527	1,963	37	26,63,650	2,448	45	
	手選別	—	—	—	—	—	—	—	

項目 対象 果実の 種類	子冷出 荷量	昭和63年度		平成12年度		
		普通車	保冷車又は冷凍車	普通車	保冷車又は冷凍車	
かき	15	3,366	224	17	16,5,961	372
ぶどう	16	1,748	109	50	12,1,856	156
りんご	10	513	51	9	10,2,970	297
くり	1	27	27	30	1	30
うめ	1	23	23	15	1	25
もも	1	180	180	40	1	234

(4) 子冷施設の整備

項目 対象 果実の 種類	子冷出 荷量	昭和63年度		平成12年度	
		普通車	保冷車又は冷凍車	普通車	保冷車又は冷凍車
なし	—	—	—	—	—

(5) 貯蔵施設の整備

項目 対象 果実の種類	貯蔵施設 の区分	昭和63年度			平成12年度		
		計	自己 保有	借上げ	計	自己 保有	借上げ
なし	低温	2,485	2,449	36	2,545	2,545	0
かき	低温	798	578	220	800	800	0

(4) 出荷規格の改善等の方針

農林水産省が設定した「果実の全国標準規格」に基づき、選果荷造り、出荷規格の改善統一を図る。

なお、包装荷造りについては、流通経費の軽減にも配慮しながら消費動向に即して改善を図る。

(5) その他果実の流通の合理化に関する方針

計画生産、計画出荷に努めるとともに現在16か国に輸出されている二十世紀梨を中心として、一層販路の確保と拡大に努める。

9 果実の加工の合理化に関する事項

(1) 果実加工に関する基本方針

加工原料果実の確保は、生食用果実の需給動向を反映して不安定な面もあるが、県内で加工される加工原料は、県内産果実で確保する。

今後、本県の果実加工については、施設の整備とこれの効率的運用により生産量の拡大と品質の向上を図るとともに、新製品の開発を図る。

(2) 製品生産及び原料供給目標

項目 対象 果実の種類	製品 名	製造 数量	昭和63年度				平成12年度						
			単 位 当 り 要 量	総 所 要 量	① の 自 県 産	② の 他 県 産	単 位 当 り 要 量	総 所 要 量	① の 自 県 産	② の 他 県 産			
なし	果汁	213	1.2	1,302	1,302	0	100	171	1.2	1,025	1,025	0	100
かき	干が き 柿酢	18	2.2	39	39	0	100	18	2.2	40	40	0	100
ぶどう	生ぶ どう 酒	97	1.1	106	90	16	85	229	1.1	250	250	0	100

(4) 果実製品の生産

対象果実の種類	製品形態名	昭和68年度実績	平成12年度目標	今後(12年度)における合理化の方向と対策
なし	果汁	213 ^t	171 ^t	施設の整備及び運営の効率化により、品質向上を図る。
かき	干がき酢	18	18	
ぶどう	生ぶどう酒	7	20	
		97	229	

(注) 果汁は、1/5濃縮換算(t)。

発行

鳥取県鳥取市東町一丁目

取

県

【価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】